

みやぎ型管理運営方式
基本協定書（素案）・実施契約書（素案）について

令和2年1月15日

基本協定書について

●基本協定書とは

- 優先交渉権者選定後，実施契約の締結に向け，県と優先交渉権者構成員が締結する協定書。
- 優先交渉権者構成員が本事業を実施するために設立するSPCが県との間で実施契約を締結し，本事業等を円滑に実施するために，県と優先交渉権者構成員が負うべき責務及び必要な手続について定めるもの。

●基本協定書（素案）の構成

第1条 定義	第8条 資金調達協力義務
第2条 趣旨	第9条 実施契約の不成立
第3条 基本的合意	第10条 秘密保持
第4条 SPCの設立	第11条 本協定の有効期間
第5条 SPCの株主	第12条 協議
第6条 運営権の設定	第13章 準拠法及び裁判管轄
第7条 実施契約の締結	

基本協定書の主な内容

■SPCの株主（第5条）

- すべての優先交渉権者構成員は、SPC設立にあたり、提案書に優先交渉権者構成員の出資額として記載されている金額の出資をし、かかる出資に対応する本議決権株式の割当てを受けるものとする。
- 本議決権株主は、本議決権株式について、県が認めた者又は他の本議決権株主以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、書面による県の事前の承認を受けるものとする。
本完全無議決権株主は、本完全無議決権株式について、会社法の規定に従う限り、自由に処分を行うことができる。
- SPCが、新たに本議決権株式を発行しようとする場合、本議決権株主は、県の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。ただし、SPCが、①本議決権株主に対して本議決権株式を発行する場合又は②本完全無議決権株式を発行する場合、本議決権株主は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができるものとする。

■実施契約の締結（第7条）

- 県及び優先交渉権者構成員は、運営権設定と同日に、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、県と運営権者との間において実施契約が締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。なお、県は、募集要項等に定める手続において修正された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。
- 優先交渉権者構成員は、SPCの設立の前後を問わず、また、実施契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、県は、法令等に違反しない限りで、必要かつ可能な範囲でかかる準備行為に協力するものとする。なお、優先交渉権者構成員は、SPC設立に際して、それ以前に優先交渉権者構成員が行った準備行為をSPCに引き継ぐものとする。

■実施契約の不成立（第9条）

- 優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由により、実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと県が判断した場合、以下のとおりとする。
 - 既に県及び優先交渉権者構成員が本事業の公募に関して支出した費用は、すべての優先交渉権者構成員が連帯して負担する。
 - 県は、優先交渉権者構成員に対して、優先交渉権者再選定に係る費用についての違約金を請求することができる。この場合、すべての優先交渉権者構成員は連帯して当該違約金を支払う。

実施契約書について

●実施契約書とは

- 県とSPC（運営権者）が締結する契約書。
- 県及び運営権者が相互に協力し、本事業等を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めるもの。
- 募集要項等※，要求水準書及び提案書類と一体の契約であり，これらはいずれも実施契約の一部を構成する。
- 募集要項公表時に実施契約書（案）を公表し，競争的対話を通じて調整を行ったものが実施契約書となる。

※募集要項等：募集要項及びその添付書類（参考資料集を除く。）（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに補足資料、県のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書（宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施方針に対する質問への回答を含まない。）、その他これらに関して県が発出した書類（基本協定書（案）、実施契約書（案）及び要求水準書（案）を除く。）をいう。

実施契約書（素案）の構成

目次	内容
第1章 総則	目的及び解釈，本事業等の概要等の基本的事項
第2章 義務事業の承継等及びその準備	義務事業の継承のために運営権者が実施すべき事項，施設の瑕疵に関する責任
第3章 本事業用地及び運営権設定対象施設に対する使用権の設定	公有財産無償貸付契約の締結（運営権者が土地等の貸付業務を実施できるようにするため）
第4章 公共施設等運営権	公共施設等運営権の効力発生，運営権対価の支払い
第5章 本事業等	義務事業の開始条件，本事業等の業務内容
第6章 その他事業実施条件	第三者への委託，保険等の事業実施条件
第7章 計画及び報告	事業計画書の作成，財務状況等の報告
第8章 改築に係る企画，調整，実施に関する業務等	実施方針 1.1.16改築に該当する内容
第9章 利用料金の設定及び收受等	実施方針 1.1.13利用料金に該当する内容
第10章 リスク分担	実施方針 別紙のリスク分担表に該当する内容
第11章 適正な業務の確保	モニタリング，要求水準違反違約金
第12章 誓約事項	運営権者による誓約事項（本店が宮城県内にある株式会社等），運営権の処分
第13章 契約の期間及び期間満了に伴う措置	事業引継，残存価値相当額の支払い，施設の瑕疵に関する責任
第14章 契約の解除又は終了及び解除又は終了の効果	実施方針 6.1事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置に該当する内容
第15章 知的財産権	著作権その他の知的財産権に係る取扱い
第16章 その他	情報公開，秘密保持義務，兼業禁止等

実施契約書の主な内容

(実施方針・要求水準書案・モニタリング基本計画書案に記載のある事項は除く)

■ 情報公開 (第【108】条)

- ・ 運営権者は、本事業等の実施に当たり作成し、又は取得した文書等であって、運営権者が管理しているものの公開については、宮城県情報公開条例の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。

■ 秘密保持義務 (第【109】条)

- ・ 県は、宮城県情報公開条例にて開示請求があつた場合であっても開示できない情報（法令により公開できない情報、個人情報等）を除き、本契約に関する情報を開示することができる。また、運営権者は、県の事前の承諾がない限り、一定の場合（法令等に基づき開示が必要な場合等）を除き、本契約に関する情報を開示することができない。

■ 著作権の利用等 (第【100】条)

- ・ 県は、成果物（各種計画書、報告書、図面及びその他運営権者が実施契約又は県の請求により県に提出した一切の書類、図面、写真、映像等）について、県の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

■ 第三者の知的財産権等の侵害 (第【103】条)

- ・ 運営権者は、本契約の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他の知的財産権を侵害しないこと並びに運営権者が県に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを県に対して保証する。

■ 知的財産権 (第【104】条)

- ・ 運営権者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、県が当該技術等の使用を指定した場合であつて運営権者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、県は、運営権者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。